

講師謝金支払規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人群馬県理学療法士協会（以下、「本会」という。）が実施する事業（研修会、講習会、会議等）において、講師、座長、実技指導者等（以下、「講師等」という。）に支払う謝金に関する基準を定め、円滑な事業運営に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 謝金とは、本会事業を実施する上で、講演、講義、実技指導、座長、司会、会議出席、原稿執筆等の業務を本会の依頼に基づき行った者に対し、その対価として支払われる金銭をいう。
- (2) 会員とは、公益社団法人日本理学療法士協会の会員（以下、「JPTA 会員」という。）をいう。

(適用の範囲)

第3条 この規程は、本会が実施する事業において、前条第1号に定める業務を本会の依頼に基づき行った者に適用する。

2 理学療法士が講師等（アシスタント講師を含む）を務める場合は、JPTA 会員でなければならない。

(謝金の基準額)

第4条 謝金の基準額は、別表に定める範囲内とする。

2 前項の基準額は、あくまでも上限額であり、事業の予算や内容、その他の状況に応じて減額することを妨げない。

3 第1項の講師等が受け取る基準額は、法律の定める源泉所得税控除後の手取り額とする。また、講師等が法人として謝金を受け取る場合は、源泉徴収は行わない。

4 第1項の講師等が受け取る源泉所得税控除前の謝金には、消費税及び地方消費税（以下消費税等）は含まれているものとする。また、受け取る講師等が課税事業者である場合は、謝金に別途消費税相当額を加算する。

(旅費)

第5条 講師等の業務遂行に必要な交通費及び宿泊費については、謝金とは別に支給する。

2 前項の旅費の額は、別に定める「一般社団法人群馬県理学療法士協会 旅費等支給規程」

に原則準じるものとする。

3 前項の規程に定める額を超える旅費を支給する必要がある場合は、あらかじめ理事会の承認を得なければならない。

4 会員である講師等が、本会が主催する研修会等の運営業務を兼務する場合は、交通費は旅費等支給規程に基づき日当と合わせて 1 日単位で支給するものとし、本規程に基づく講師謝金に伴う交通費としては支給しない。

5 理学療法士以外の講師等が自家用車等を使用した場合は、走行距離が 10km 未満の場合は 1000 円とし、10km 以上の場合 1000 円に 10km を超えた走行距離 1km あたり 25 円を乗じた額を加える。ただし、合計金額の 100 円未満は切り上げて 100 円単位で支給する。

6 講師等が自家用車等を使用した場合は、有料道路を使用した料金はその領収書の提出に基づき、その実費を支給する。

7 第 7 条第 3 号に定めるアシスタント講師には、交通費及び宿泊費は支給しない。

(支払方法及び税処理)

第 6 条 謝金及び旅費は、原則として講師等本人名義の金融機関口座への振込により支払うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、講師等からの申し出があり、本会が適当と認めた場合は、当該講師等の所属する機関（以下、「所属機関」という。）に対して支払うことができる。この場合、本会は所属機関からの請求書に基づき支払うものとする。

3 第 1 項に基づき本人名義口座へ謝金を支払うにあたっては、第 4 条第 3 項及び第 4 項に基づき算出された額が振り込まれるよう、源泉徴収すべき所得税額を本会がグロスアップ計算（逆算計算）して支払うものとする。

(別表の適用)

第 7 条別表を適用するにあたり、以下のとおり定める。

(1) 講師等の職位が不明確な場合は、当該事業の担当者（講演・講義担当者等）が担当理事と協議の上、判断する。

(2) 実技講習会やシンポジウム等において、同一時間枠で複数名の講師等（登壇者）が業務を行う場合、当該時間枠の報酬を登壇者間で分配することができる。

(3) アシスタント講師（実技指導の補助等を行う者）の謝金は、主たる講師の謝金額の半額を上限とする。

(規程外の取扱い)

第 8 条 この規程（別表を含む）に該当しない場合、又は特別な事情によりこの規程に定める基準額を超える必要がある場合は、あらかじめ理事会の承認を得なければならない。

(改廃)

第 9 条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

附則

1. この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
2. この規程は、令和 5 年 7 月 3 日から一部改正により施行する。
3. この規程は、令和 6 年 1 月 29 日から一部改正により施行する。
4. この規程は、令和 7 年 12 月 1 日から一部改正により施行する。

別表 講師謝金基準額（第4条関係）

| 職位 | 職種 | 30分 | 60分 | 90分 | 2時間 | 3時間 | 4時間 |
|-----------------------|------------------|--------|--------|--------|---------|---------|---------|
| 教授クラス (課長以上) | 理学療法士 (会員) | 9,000 | 18,000 | 27,000 | 31,500 | 40,500 | 49,500 |
| | 理学療法士以外 (非会員) | 30,000 | 60,000 | 90,000 | 105,000 | 135,000 | 165,000 |
| 准教授・講師クラス (主任・係長等) | 理学療法士 (会員) | 6,000 | 12,000 | 18,000 | 21,000 | 27,000 | 33,000 |
| | 理学療法士以外 (非会員) | 15,000 | 30,000 | 45,000 | 52,500 | 67,500 | 82,500 |
| 助教クラス (役職なし) | 理学療法士 (会員) | 3,000 | 6,000 | 9,000 | 10,500 | 13,500 | 16,500 |
| | 理学療法士以外 (非会員) | 9,000 | 18,000 | 27,000 | 31,500 | 40,500 | 49,500 |

本表に定める基準額は、講師等が受け取る手取り額（源泉所得税控除後の振込額）とする。なお、本表の金額は消費税等を含むものとし、講師等が消費税の課税事業者である場合は、別途消費税等相当額を加算する。

実施時間が単位時間と異なる場合、60分未満に限り、基準単価に基づき時間に応じた按分計算により算出することができる。